

ダム建設の再開で受注が伸びる

～成瀬ダム振興事業協同組合～

成瀬ダム振興事業協同組合(鈴木國男理事長)は、平成17年に東成瀬村の中小商工業者が集まり、「成瀬ダム」建設工事の開始に伴い工事関連業者が取り扱う物資(工事中資材や日用品、消耗品等)の共同受注を目的に設立された組合です。

かつて、国直轄の大型公共工事の見直しの一環で、成瀬ダム建設工事が一時的に凍結された時期もありましたが、数年前からダム建設工事が再開されたことをきっかけに、組合員への発注が急増するなど、組合を取り巻く環境はここ数年で一気に好転しています。

成瀬ダム建設工事による経済波及効果は非常に大きく、組合では村や商工会と連携し、より多くの組合員が仕事を受注できるよう各方面への要望活動も積極的に行っています。こうした取組が組合への求心力を高めることに繋がり、昨年度は6社、今年度は8社が新規加入するなど、組合の役割は年々高まっています。

組合では、ダム建設関連工事が本格化することから、発注者側のゼネコン等へのPRを強化し、村の産業振興へ向けた役割を精一杯果たしていきたいと話しています。



[成瀬ダムの案内看板]

【成瀬ダム振興事業協同組合】

- 代表者 鈴木 國男
- 所在地 東成瀬村田子内字上野67番地2
- 組合員数 63名
- 設立 平成17年9月

組合相談コーナー 規約と規程の区別について

一般に規約・規程といった用語は混同して用いられ、実際には規約とすべきものを規程としていたり、規程とすべきものを規約としているケースも多いようです。規約と規程の区別についてご確認ください。

規約は「組合の組織、事業運営等に関し、組合と組合員間を規律する自治規範」であり、その設定・改廃は総会の決議が必要です。

規約とすべき事項は、法律(中協法第34条、中団法第5条の23第3項、第44条)で次の5項目が規定されています。

- (1) 総会又は総代会に関する事項
- (2) 業務の執行及び会計に関する事項
- (3) 役員に関する事項
- (4) 組合員に関する事項
- (5) その他必要な事項

なお、規約の改廃については、総会の通常議決となり、所管行政庁の認可は必要ありません。

一方、規程は「組合の事務執行上に必要な関係を規律する内規」であり、その設定・改廃は理事会の決議が必要です。

ただし、給与規程、退職金規程が常勤役員等に適用される場合は、理事会の決定では事柄の性質上適当でないため、総会の議決を得ることが望ましいとされています。理事会と総会のどちらの決議が必要かの判断については本会まで事前にご相談ください。

〈規約と規程の違い〉

| | |
|----|---|
| 規約 | 組合の業務運営及び事務執行に関して、組合員間を規律する自治規範をいい、その設定、変更及び廃止には総会又は総代会の普通議決を必要とする。 例：〇〇事業規約、役員選挙規約、委員会規約、青年部規約、賛助会員規約 等 |
| 規程 | 組合の事務執行上に必要な関係を規律するものであって直接組合員の権利義務に影響を及ぼすことのない事項に関する内規をいい、その設定、変更及び廃止は理事会で行う。 例：経理規程、就業規程、表彰規程、旅費支給規程、慶弔見舞金規程 等 |